

埼玉県の原因究明委員会 報告書  
(本検討会に関わる提言事項)

下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理

(1) 改善すべき 点検・調査の 基準	①映像未取得区間も含めた局所的評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管路の異状は局所的に発生する機会が多いことを踏まえ、<b>異状箇所毎に診断を行い管理</b>する(本文p7)</li> <li>● 異状箇所の位置や状態を正確に記録するとともに、<b>同条件にある前後区間等においても同様の異状が発生するリスクがあることに留意して管理</b>(本文p7)</li> </ul>
	②映像未取得区間における再調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 診断の区分について、<b>明確な診断が難しい状態(診断保留)の区分を新たに位置付け</b>(本文p6)</li> <li>● 「診断保留」とされた場合の<b>対応についても明確化</b>(本文p8)                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明確な診断を行うため、速やかに、点検方法の高度化を検討・実施する</li> <li>・ また、明確な診断を行うまでの間、道路陥没等を防ぐため、継続的な巡視や空洞調査等により状態変化の把握に努めるとともに、必要な地盤改良等を実施する</li> <li>・ 新技術等を駆使しても明確な診断が難しい場合、改築や管路の複線化等の措置を実施する</li> </ul> </li> </ul>
	③県が定める「点検困難箇所」の見直し	
	④映像未取得区間に関するリスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 点検・診断にあたっては、健全度の区分や写真等だけでなく、<b>異状や明確な診断が困難な状態に対する所見、劣化進行の可能性や安全性・機能への影響の見立てなどの見解や考察</b>を記録し、<b>次回以降の点検・診断時にどのような点に留意すべきか明確にする</b>(本文p25, 39)</li> <li>● シールド管を点検・診断するにあたっては、管理者である自治体から、点検実施者及び診断者に対して、<b>十分な情報共有を行うことが前提</b>となる(本文p25, 39)</li> <li>✓ 「調査関係者が妥当性を議論するなど適切な評価を下せる仕組み」については今回資料3で議論。</li> </ul>
	⑤シールド構造を考慮した評価基準の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>シールド管の診断基準</b>を提示(本文p25, 26)</li> </ul>
(2) 施設管理における情報共有・体制のあり方の改善	⑥過去の調査結果や防食工事実績等の蓄積・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 維持管理情報や施設情報の<b>デジタル化、標準仕様に基づくデータベース化の徹底</b>を図る(本文p39)</li> <li>● <b>化学的弱点箇所</b>について、下水の流れに顕著な乱れが生じる箇所等を<b>明確化</b>(本文p13-15)</li> <li>● 異状箇所の位置や状態を正確に記録するとともに、<b>同条件にある前後区間等においても同様の異状が発生するリスクがあることに留意して管理</b>(本文p7)</li> </ul>
	⑦施設管理における体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 診断の質の確保に向けて、<b>必要な知識及び技能を有する者が診断を行うことを標準</b>とする。あわせて、管路の点検や診断に関わる技術者全体の能力向上を図ることが重要であり、<b>関係団体と連携し、技術的知見の習得促進</b>に向けて、<b>研修や講座等を充実させていく必要がある</b>(本文p27)</li> <li>✓ 「点検・調査業務の報告書について外部の専門家の照査を受ける仕組み」については今回資料3で議論</li> </ul>